

事 務 連 絡
令和2年2月26日

各介護サービス事業所 管理者様

久留米市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の対応方針について（通知）

日ごろから、久留米市の介護保険事業の運営についてご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、福岡県内でも新型コロナウイルス感染症の感染者が確認され、各事業所において感染防止対策を徹底していただくようお願いしているところですが、今後も感染のまん延が懸念されているところです。

そこで、各サービス事業所において想定される、新型コロナウイルス感染症への対応による運営上の留意点について下記のとおり整理いたしました。

つきましては、内容をご確認の上、対応いただくようお願いいたします。なお、本取扱いの期間は、本日から当面の間とします。本取扱いを終了する際は、あらためてお知らせいたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、最新の情報等については随時ご確認いただき、対応いただくよう併せてお願いいたします。

記

【居宅介護支援事業所等計画作成業務を行う事業所】

○サービス担当者会議

感染のまん延を防止する観点から、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、電話やFAXでの照会等により意見を求めることができるものとします。この場合にも緊密に相互の情報交換を行い、担当者等と連携した内容については支援経過等に確実に記録してください。なお、担当者等を召集して会議を開催する必要がある場合には、参加者には手指消毒、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止に十分配慮してください。

○モニタリング

利用者や利用者家族等が新型コロナウイルスに対して慎重な考えで、訪問することを拒まれる場合等については、「特段の事情」に該当するものとして、電話等による状況確認等で対応することも良いものとします。なお、この場合にも他のサービス事業所との連携によるサービス実施状況の把握や本人や家族から聞き取った内容については支援経過等に確実に記録してください。

○サービスの内容を変更する場合の一連のケアマネジメント

サービス内容を急遽変更する必要が生じた場合は、「緊急的なサービス利用等やむを得ない場合」に該当するものとして、アセスメントやサービス担当者会議の開催等をサービスの利用開始前に必ずしも行わなくても良いものとします。ただし、その場合にあっては、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応してください。なお、緊急的なサービスの利用のため、一連のケアマネジメント業務が適切に行えなかった経緯等については支援経過等に確実に記載してください。

新型コロナウイルスに対応する期間のみ居宅サービス計画を変更する場合の長期目標及び短期目標の期間の終了時期については、「終了時期が特定できない場合」に該当し開始時期のみ記載する取扱いで差し支えありません。

【通所、短期入所系サービス事業所】

○サービス提供を断る場合

介護保険最新情報 Vol. 769 において、「社会福祉施設等の送迎に当たっては、送迎車に乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとする」とされているところですが、発熱（37.5度以上）が認められない場合であっても、利用者の日頃の平熱と比較し体温が高い場合や利用者の咳が続いている場合等については、体調を考慮し利用を控えていただくことも可能です。その場合はサービス事業所から居宅介護支援事業所等に情報提供を行い、居宅介護支援事業所等は、必要に応じ、訪問介護等の提供を検討してください。なお、サービス事業所においては、保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で必要な対応がとられるよう努めてください。

【地域密着型サービス事業所】

○運営推進会議及び介護・医療連携推進会議

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議を開催できない場合は、「①議事を各委員に送付し意見を求め集約する。」「②運営推進会議等の開催を見送り、次回と併せて実

施する」の取扱いを認めるものとします。本取扱いにより、開催を延期又は中止する場合には、出席予定者にその旨連絡し、経過を記録するとともに、市及び地域包括支援センターにご一報ください。ただし、②の取り扱いにおいて、長期間開催延期が続く場合については、適宜①の取り扱いにより意見の集約を行ってください。

なお、事業所の判断で開催することを妨げるものではありません。その際は参加者に手指消毒、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止に十分配慮してください。

【小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

外部評価について、運営推進会議又は介護・医療連携推進会議での評価が義務付けられているサービスについては、各事業所の状況に応じて次回（次年度の第1回目）の運営推進会議において評価を受けることを認めるものとします。

【認知症対応型共同生活介護】

外部評価の緩和の適用を受ける事業所について、緩和の要件となっている年6回の運営推進会議について、本通知に基づき、やむを得ず開催を中止する場合に、書面会議の開催や次年度の第1回目の運営推進会議と合同で実施するなど代替手段を講じた場合には、年6回のカウントに含めることを認めるものとします。